

身分制議会と立憲主義（四）

北原仁

はじめに

一 「封建制から資本主義への移行」再論

封建制をめぐる日本と西欧

(1) 「封建制から資本主義への移行」と比較憲法史

(2) 従来の理論の問題点（以上第一五卷第二号）

二 身分制議会と近代国家

(1) 身分制議会の誕生と発展

(2) 「軍事革命」と身分制議会

(3) 身分制議会の類型と国家形成（以上第一六卷一号）

三 近代国家の類型と立憲主義

近代国家の類型としての官僚制立憲主義——イギリス

(2) (1)
パーラメントと主権
議会主権

(ii) (i)
パーラメントの成長（以上第一七巻第一二号）

「修正主義」歴史学と主権

主権と國家

主権と反逆

カルヴィン事件と「王の一一つの身体」

反逆罪立法

ローマ法における反逆罪

小反逆罪（以上本号）

(3) 「修正主義」歴史学と主権

一九七〇年代以降イギリスでは「修正主義」と称される歴史学が登場してきた。修正主義歴史学者は、歴史の弁証法的な枠組みを拒否すると同時に、結果から歴史を見るよりも断固拒否することによって、すなわち、マルクス主義歴史学と ホイッグ主義歴史観を批判しつつ、初期スチュワート朝の政治的言説を構築しようとした。⁽¹⁾ 一九世紀後半、サミュエル・ローソン・ガーディナー（Samuel Rawson Gardiner）は、一六〇三年から五六年までを叙述した浩瀚な物語を著した。彼の主張は、列島でのイギリスの霸権、議会制民主主義に制約された君主政、少数民族の礼拝の自由に制約された国教会という三つの原理を証明しようとするものであった。一九一〇年以降も、イギ

リスの歴史家たちは、ガーディナーの見解を基本的には受け入れ、これをマルクスの考えにそつて組み替えようとしていた。そのような歴史研究としては、特に、一九七〇年頃にクリストファー・ヒル（Christopher Hill）やローレンス・ストーン（Lawrence Stone）の研究がよく知られている。かれらの研究は、中央の政治は社会変化に対応しており、庶民院が新たな重要な制度になつたのは国王と貴族の衰退と小土地保有者の興隆の反映であるという主張であった。しかし、一九七〇年まには、庶民院においても内乱の王党派と議会派とは社会基盤と財産の点で互いに似通つていたことが明らかとなつた。そこで、歴史家たちは、地方史の研究に向い、より明確な内乱の見取図を描こうとした。地方史の研究から、政治の中心部が自己の意思を地方に押しつけようとしたのではなく、まとまりがなく保守的な方が中央に反応したことが明らかとなつた。⁽²⁾

修正主義歴史学は、イギリスの内乱を階級対立ではなく、別にその要因を求めようとした。エルトン（G.R. Elton）は、一九六五年に出版された論文で、一六四〇年には、国民は、チャールズと一体であったが、一六四二年には、国民はチャールズによって分断されていたと主張した。つまり、内乱は、短期的な原因によるのであって、チューダー朝議会は、同意と国王の熟達した管理に基づいて運営されていたというのである。一九七五年には、ポール・クリスチャンセン（Paul Christianson）は、議会主権と国王・貴族の権力の衰退は、内乱の前提条件ではなくその結果なのだと主張した。一九七六年には、コンラッド・ラッセル（Conrad Russell）は、イギリスのパーラメントも大陸の議会と同様脆弱であつて、国王と対抗できるような制度ではなかつたと主張した。さらに、ラッセルは、一九九〇年から九一年にかけて二つの著作を発表し、イギリスの内乱は、決して不可避的な出来事などではなく、国王と議会の中央での紛争が内乱勃発にとつて重要な意味を有していたことに起因すると論じた。スチュワート朝初期の歴史家たちは、庶民院だけでなく宮廷や貴族院の研究を研究すべきであり、イギリスではなくイギリス諸島全

体に関心を払うべきだということになつた。⁽³⁾

イギリスの内乱の原因には、偶然的な要素が存在するのは確かだが、三つの長期的な原因がチャールズが王位に就く前から存在していただけでなく、これらの長期的原因は、ヨーロッパの君主政に共通するものであった。すなわち、①多元的王国であるという問題、②宗教的分裂問題、③インフレと戦費の膨張に直面して財政・政治制度が崩壊した、というものである。ただし、イギリスとネーデルランドに特異だった点は、これらが一時に発生したことであった。一六三七年、イギリス国王がすべての英國人をイギリスの国王として統治しようとしたとき、それは不可能なことをしようとしていたのである。ジェームズでもスコットランドを「北部英國」にはできなかつた。スコットランドは、独自の制度、法および文化をもつた国であった。宗教改革後の世紀には、宗教の多元性は、国の不安定要因だと考えられていた。单一の教会制度をもとめる点では、イギリスも例外ではなかつた。しかし、イギリスでは、この試みは不完全であつて、スコットランド人がイギリスに侵入したときに、スコットランドの宗教を好むイギリス人の一大グループは、彼らに合流したのである。⁽⁴⁾

「軍事革命」による戦費の増大も、ヨーロッパ的現象であつた。財政的圧力が高まるにつれて、課税同意原則も圧迫されるようになつた。ネーデルランドのみが必要なだけの課税に同意を与えることができた国であつた。イギリスも、課税同意原則がしっかりと根を下ろしていくので、他のヨーロッパ諸国よりも厳しい憲法上の制約をこうむつていた。ただし、この点については、フェリペ四世と寵臣オリバレスが、カタロニアの反乱に遭つた際に感じたのと同じ不満であつた。両者ともに、憲法上の形式問題は、絶対主義的な理論からというより、法形式によつて国王が必要な仕事ができなくなつてゐることにあつた。以上の三つの要因が組み合わさることで、イギリスの内乱が勃発したのである。⁽⁵⁾ 一六三七年チャールズがイギリスの宗教をスコットランドに押しつけようとしたことで、

これら二つの不安定要因が融合してしまったのである。

英國の幾つかの内乱を全体として眺めれば、これらの内乱は、英國島嶼の支配権をめぐってイギリスと他の地域との間で開始され、終了したものだと云ふことが分る。イギリスが全く不人気な体制トドリの争いを開始したがゆえに、闘争により「イギリス自体が一分かれてしまつたのである。イギリスの内乱を説明するためには、主教戦争、アイランズ反乱、厳肅同盟（the Solemn League and Covenant）’、アイルランド休戦（the Irish Cessation）’、第一次内乱およびクロムウェルによるスコットランド・スコット・イルカ・ハニの征服を同じ枠組みで考察すべきだのである。⁽⁶⁾

しかしながら、本稿においては、イギリスの内乱を通じてイギリスの統治構造の変容を考察するのではなく、主権と国家との関係を「反逆罪」概念の変遷をたどり、これによって探求する。イギリス法における反逆罪は、君主制という背景において発展してきたのではあるが、主権の違法な篡奪という反逆罪の一般理論は、この歴史的文脈に関わらず重要である。貴族制、民主制、君主制という体制のいかんに関わらず、主権の保持者は、血肉の統治権を主張するためには、反逆罪法を必要とするからである。⁽⁷⁾

(一) COGSWELL, Thomas als, “Revisionism and Its Legacies: The Work of Conrad Russell”, *Politics, Religion and Popularity in Early Stuart Britain: Essays in Honor of Conrad Russell*, Cambridge University Press, Cambridge, 2002, p. 1.

井上淳・指宿博編『イギリス史の新潮流・修正主義の近代史』（彩流社、11000年）逐章参照。

(八) HUTTON, Ronald, “Revisionism in Britain,” BENTLEY, Michael (ed.), *Companion to Historiography*, Routledge, London, 1997, p. 379.

Manchester, 1998, pp. 220-4.

(4) RUSSELL, Conrad, *The Causes of the English Civil War*, Oxford University Press, 1990, p. 213.

(5) *Id.*, pp. 213-6. ベギリス革命 (the English Revolution) も、やはり共同体がベギリスの反乱の呼称として不適切だむしろ見解がある。①ベギリスの混乱は、ベロ・ハム・ハムルト・ハムとの相互関係抜きには考えられないこと、②支配階級の構成の変化は実証的な歴史研究の結果ではあるまい、③反乱は始まる革命は、その後長期間にわたって実現されるに至るだけの理由である。WOOLRICH, Austin, *Britain in Revolution 1625-1660*, Oxford University, Oxford, 2002, pp. 794-5.

(6) *Id.*, pp. 217-8.

(7) ORR, D. Alan, *Treason and the State: Law, Politics and Ideology in the English Civil War*, Cambridge University Press, Cambridge, 2002, p. 56.

(4) 主権概念の転換

国家概念の発展における分水嶺は、一六世紀末に生じたものである。⁽¹⁾この国家概念の転機をもたらしたのがボダニア (Bodin) であった。かれは、君主主権の正統性を次のようないふべきである。「したがって、執政官の義務について書いた者たちや他の書物も、人民の身分制議会が君主よりも偉大である」とを支持する点で誤っている。それは、臣民が自ら主権者たる君主に負ひている服従に逆ひついでになるような見解であつて、国王が捕らわれの身か狂人でもないかあり、その根拠は如何なるものであつて存在しない。ところは、主権者たる君主が身分制議会に服するとするなら、かれは、君主でも主権者でもなく、国家は、王国でも王政でもなく、平等な権限をもつた多くの領主からなる純粹な貴族制であつて、そこには、多き方が集団的に小さい方に命令し、個別的に個人に命令するの

である。だから、布告と命令は、身分制議会の名のもとに発せられ、貴族制と同じように身分制議会によって命じられ、貴族制では、主宰する人物には何らの権限もなく、統治団体の命令に服さなければならない。これは全部ばかりたことで、王政と矛盾する⁽²⁾から、「そこで、君主の主権は、身分席議会があつても何ら変わるものではないと、われわれは結論づけよう」と。主権者たる君主の第一の大権は、他者の同意なしに万人に法を与えることであるとボダンは言う。この主権による大権には、他の諸権利、つまり、①宣戦布告・講和締結、②最終審としての上訴の受理、③上級官職の設置・廃止、④課税の賦課・免除、⑤大赦・恩赦、⑥貨幣の名称・価値・量の決定、⑦家臣・臣下の忠誠の誓いがある。⁽⁴⁾

ボダンの思想はイギリスの大陸法学者（English civilians）にも影響を与え、ジョンティリ（Gentili）は、主権を「ラテン語文献で威厳（majestas）と呼ばれる絶対的・永続的権力」と定義した。⁽⁵⁾ただし、ボダンばかりでなく、イギリスの全ての大陸法学者にとっての最大の問題は、主権の有無とか主権の所在という問題ではなく、主権はいかなる大権から構成されるのかというものであった。⁽⁶⁾ところが、大陸法学者もコモン・ロー学者も、主権を積極的に定義しようとなかった。そもそも、国王大権 자체が神聖で神秘的な性質を帯びていたので、これについて不需要な議論を避けようとする傾向があったのと、特にコモン・ロー学者にとっては、君主の大権を定義するよりも、臣民の権利を定義するほうに関心があつたからである。⁽⁷⁾ジョンティリは、前記「威厳」について次のように説明する。「それは、通常ではない自由な権力であり、イギリスでは、われわれがこの名称でもつて（管見の限り）、国王大権（royal prerogative）を意味するものである。法解釈者が通常述べているように、国王には一重の権力があり、通常の権力は法に羈束されるが、もう一つは通常のものではなく法に羈束されない」と。⁽⁸⁾

ジョン・カウエル（John Cowell）は、「国王大権（Prerogativa regis）は、国王が如何なる種類の事柄においても

他の者およびコモン・ローの通常手続に対しても有する特別の権力、優越性または特権である。この語句は、大陸法学者も同じ意味で用い……したがって、イギリスの法律家たちも国王大権に（*sub prerogativis regis*）に、大陸法学者が威厳もしくは権力または支配権（*majestatem vel potestatem vel juris imperii*）と呼んでいた全ての最高権力を含めているのである」と説明している。⁽⁹⁾

リチャード・ズーチ（Richard Zouch）は、『ローマ法大全（Corpus Juris Civilis）』の規定を援用して、大権を①度量衡制度決定権、②貨幣鑄造権、③裁判官任命権、④法の制定・解釈権、⑤大赦・恩赦という五つに分類している。⁽¹⁰⁾

イギリスの内乱は、主権をめぐる闘争であったといわれるが、当時、依然として主権の属性については、不明確だったのである。近代初期のヨーロッパ諸国においては、國⁽¹¹⁾とに主権の内容が異なっており、特に、宗教改革と反宗教改革に揺れる当時のヨーロッパ諸国においては、宗教（教会）と主権との関係は微妙な問題であった。イギリスでは、ヘンリ八世の教会改革によって、国王の教会に対する支配権が一応確立されたが、教会と王位との関係はローマ教会のイギリスに対する働きかけもあって揺れ動いていた。一七世紀前半、教会と王位との関係について、教会の教義の決定権は、一方では、①国王にのみあるとする立場（「司教としての国王（king-bishop）」という考え方）と②「議会の中の国王（king in parliament）」にあるという立場があり、他方では、③法皇が教義を決定でき、異端に陥った国王を破門し、臣民を国王への忠誠から解き放つことができるとする見解と④教義を決定する権限は独立した聖職者団体にあるという見解がありえた。⁽¹²⁾この最後の見解にも変種があって、その中では国王とパラメントから独立して宗教問題を取り扱う自律的な聖職者団体であるスコットランド型の教会政府を説く見解が重要である。

イギリスにおける一七世紀中葉の争いは、主権の憲法上の定義をめぐる闘争を反映してはいたが、既存の定義に照らし合わせて考えられたイデオロギー的な基盤から出発しているのではなく、そのつど工夫された方法によるも

のやめた。一六〇八年のカルヴァン事件は、多元的王国（本件の場合にせば、スコットランド・イングランド）に非
なる臣民の衝撃的な問題、すなわち、出港、忠誠、國政のトライアル自然而反逆罪が問題になつた。⁽¹³⁾

- (1) ORR, *op. cit.*, p. 31.
- (2) BODIN, Jean, *On Sovereignty*, Julian H. Franklin, Cambridge Texts in the History of Political Thought, Cambridge University Press, 1992, p. 19.
- (3) *Id.*, p. 23.
- (4) *Id.*, pp. 58-9.
- (5) LEVACK, Brian P., *The Civil Lawyers in England 1603-1641*, Oxford University Press, 1973, p. 97.
- (6) *Id.*, p. 98.
- (7) *Id.*, pp. 98-9.
- (8) *Id.*, pp. 99-100.
- (9) *Id.*, p. 100.
- (10) *Id.*
- (11) ORR, *op. cit.*, pp. 41-2.
- (12) *Id.*, p. 42.
- (13) STEFFEN, Lisa, *Defining a British State: Treason and National Identity*, 1608-1820, Palgrave, Hampshire, 2001, p. 20.

(4) 主権と反逆

(i) カルヴィン事件と「王の一一〇の身体」

カルヴィンは、出生による外国人なのか否か、したがって、イギリス王国内の土地を求める物的または人的訴訟を提起する資格を有するか否か⁽¹⁾が争われた事件である。つまり、ジョームズ一世が王位に就いた後にスコットランドのエディンバラに誕生したカルヴィンは、イギリスの土地を相続できるのか、イギリス法の恩恵を受けれるのかであるかが問われたのである。

判決は、「本件では、次の五つが考察される。すなわち、①忠誠（Ligeantia）、②法（Leges）、③王國（Regna）」

(4) 外国人（Alienigena）、⑤両当事者に生ずる法的弱点である」と論点を指摘する。⁽²⁾

次いで、これら五つの概念を考察するが、いりでは、主に①から③までを考察する。まず、判決は、忠誠について次のように論する。「忠誠は、臣民がその君主に負う誠実な服従である。」の忠誠と服従は、何れの臣民とも不可分の付随条件である。ところは、生まれるとすぐに、臣民は、生得の権利によって、忠誠と服従を君主に負つたからである。忠誠は、忠義の絆であり（Ligeantia est vinculum fidei）、忠誠は、法の本質のよつたものである（Ligeantia est quasi legis essentia）。忠誠は、包帯である、あたかも魂の結合のようなものであり、包帯が身体各部と関節との総合であると區別だからである（Ligeantia est Ligamentum, quasi ligatio mentium; quia sicut ligamentum est connexio articulorum & juncturar）。包帯あること身体各部の関節全てを組合わせねばならぬ、忠誠は、君主とのすべての臣民を一つにおくるのである」⁽³⁾。

次いで、忠誠の種類を次のようして説明する。「忠誠は四種類の忠誠がある。すなわち、先ず最初が絶対的・純粹・

無限定の自然的忠誠 (ligeantia naturalis, absoluta, pura & indefinita) があり、これは、自然と生得の権利によって負うものであり、大忠誠 (alta ligeantia) と呼ばれており、これを誓う者は、生得の臣民 (subditus natus) と呼ばれる。第一には、帰化人あることはむしろ国籍付けて呼ばれるが、自然によらず獲得または帰化によるので後天的忠誠 (Ligeantia aquisita) と呼ばれてくる。帰化人は、地位が与えられた臣民 (subditus datus) であるからである。第二は、法的に生ずる地域的忠誠 (Ligeantia localis) であり、友好関係にある外国人がイギリスに入国した場合である。その外国人人が英國にいるかわり、国王の保護下にあるからである。したがって、外国人がここにいるかぎり、地域的な服従または忠誠を負っているのであり、(言わせているように) 一方が他方を引きつけたからである。第四は、法的な服従、つまり、法的と称される忠誠であるが、これは、本国の地方の法がその命令と形式とを規定しているからである⁽⁴⁾。

判決は、忠誠と服従は、自然の法によるものだとこう。「自然の法は、人の性質を想像したときに神がその生存と指導のために人の魂に植え付けたものであつて、これは、永遠の法 (Lex aeterna) つまり道徳の法であつて、自然の法 (the Law of Nature) とも呼ばれるのである。人の魂に神の指で書かれた」の法によつて、神の人々は、長い間統治され、その後、世界で最初の判例編集者あるいは法学著者であつたモーゼによつて書き留められた⁽⁵⁾と。

したがつて、「……臣民の君主に対する服従と忠誠が自然の法によるものであり、この法がイギリスのみならず他の全ての諸国の法の一部となつていて、普遍のものであり、自然の法による (本当の自然的服従である) 服従と忠誠において生得の権利によつてスコットランド人とイギリスのわれわれは、一つに結ばれるのであれば、原告カルヴィンは、一人の国王に一つの忠誠の下に生まれたのであるから、生まれが外国人とはなりえないということになる。自然の法がこの事件を導くべき大いなる理由があり、この事件では自然の五つの作用が顕著にみられる。①国

王は、当然にこの王国の王家の血筋から生まれたがゆえに、生まれながらの権利によつて王位を有する。②原告カルヴィンは、イギリス国王が王位に就いてから以降、出生と生まれながらの権利によつて臣民となつた。③臣民の君主に対する忠誠と服従は、自然の法による。④保護と統治も、自然の法による。⑤数人の意見では、本件は、最初のところでは疑わしいが、展開されていくにつれ、だんだん明確で強固になる⁽⁶⁾」と。

判決は、次のように結論付ける。「①出生による外国人は、何人も偶然に敵であるか、敵であつたことがありうる。しかし、カルヴィンは、如何なる偶然によつても一時たりとも敵となりえなかつた。したがつて、彼は、出生による外国人であるはずがない。……敵とはわれわれと鬭う者か、われわれが鬭う者であり、その他は、反逆者、盜賊などである (*Hostes sunt qui nobis, vel quibus nos bellum decernimus, caeteri proditores, praedones, &c.*)。……

②自然の法によつて一人の君主に対する生まれながらの忠誠と服従の下に生まれた者は、何人も生まれながらの臣民である。しかし、カルヴィンは、自然の法によつて一人の君主に対する忠誠と服従の下に生まれた。したがつて、かれは、生まれながらの臣民である。

③国王の権力と保護を受けて生まれた者は、何人も外国人ではない。しかし、カルヴィンは、国王の権力と保護を受けて生まれた。したがつて、かれは、外国人ではない。

④何れの生まれながらの外国人も、出生のときに友か敵 (*amicus, or inimicus*) のいすれかである。しかし、カルヴィンは、出生のときには友でも敵でもなかつた。したがつて、かれは、生まれながらの外国人ではない。かれは、敵となりえない。かれは、臣民であり、そのため友でもないからである。また、今では、スコットランド人は、前述のように、单なる友 (*solum amici*) でもない。

⑤人の法または憲法によるものは、すべて変更できる。しかし、君主に対する生まれながらの忠誠と服従は、変

更でない。したがって、君主に対する生まれながらの忠誠と服従は、人の法または憲法によるものではない。……自然の法は、不磨であつて変更できず、まことに人と法の条件は、常に無限の多様性を受け、永遠に止まるものは何もないからである。人の法は、生まれ、生め、死んでいくのである（*For Leges naturae perfectissimae sunt immutables, humani vero juris conditio semper in infinitum decurrit, & nihil est in eo quod perpetuo stare possit.*

Leges humanae nascuntur, vivuntur, & moriuntur.)⁽⁷⁾」と。

クリックと同時代の大法官エルズミー（Ellesmere）も、同意見である。「われわれが論じているゝの忠誠の絆は、忠誠の絆（vinculum fidei）であつて、どんな臣民の魂と良心もそれぞれ別々に国王に誠実かつ従順たるよう拘束した。魂または良心は政策によつて形作られるものではないから、誠実と忠誠も政策によつて形作られるものではないし、政体に持ち込むこともできない。忠誠は、自然人が誓わなければならず、臣従の礼と忠心は、自然人がなさねばならず、政体は、これができないのである」⁽⁸⁾。臣民は君主の身体に忠誠を誓うのであって、政体つまり神秘体は死なず、「君主の死と破壊を意図するか企む（mortem et destructionem domini Regis）反逆罪は、君主の自然の身体と解されなければならない。しかし、君主の政体は、不死であるとされた。死なないからである。

この見解においては、国王は、自然人たる国王と政体としての国王に分けられている。カルヴィン事件の判決理由は、国王について次のように語る。「国王は自身のうちに一つの地位を有するところのは、本当にあつて、一つは、自然の身体であつて、王国の王家の血筋を受け継ぐものであつて、この身体は万能なる神の創造に係るものであり、死、病その他出来事に服するものである。もう一つは、政体または地位とも呼ばれるが、それは人の政策によつて造られる」⁽⁹⁾と。後者の意味の身体は、「神秘体（a mystical body）」とも呼ばれ、「政体は人の政策によつて造られたものであるから、不可視であり、不死であるといふか、魂をもつてゐないのである」。したがつて、全ての臣民は法的に

自然人たる国王に誓いを立て、国王も自然人としての臣民に誓いを立てたと考えられる。⁽¹¹⁾これら二つの地位は、「王の二つの身体」として切り離すことができない。カルヴィン事件では、完全に抽象的な国家とこの抽象的な国家から課せられる非人格的な忠誠概念の双方が拒否されたのである。

(ii) 反逆罪立法

テューダー朝およびスチュワート朝初期の間、イギリスの法律家たちは、新たな問題の解決を探して既存の反逆罪を活用しようとした。ローマとの決別、アイルランド全土へのイギリス主権の拡大、一六世紀後半の宗教教育家やイエズス会活動の興隆に示された反宗教改革勢力の増大が、反逆罪にとってそれまで知られていなかつた圧力となつて作用した。エドワード三世治世第二五年の法は、新たな環境にとって柔軟でひどく適応性にとんでいることが明らかとなつた。しかしながら、イギリスの内乱の勃発時には、反逆罪の定義は、明確というにはほど遠いものであつた。⁽¹²⁾

クックは、反逆罪を称賛して次のように述べている。「マグナ・カルタを除いて、パーラメントが開会中、国王、聖俗の貴族、王国の庶民によつて与えられるこれ以上の名誉を有するパーラメントの制定法はなく、その場合には、この反逆罪に関する制定法が榮誉を有してきたのである。……国王、貴族院および庶民院によつて、爾後如何なるときでも、如何なる反逆罪もこれ以外の方法で裁判されはならないとされ、エドワード三世治世第二五年のこの制定法によつてこのように定められた」と。エドワード三世と裁判官たちは、反逆罪の範疇を広げることで、つまり、より重く確実な罰を科すことによつて、地方の違法状態を制圧しようとしたのである。もちろん、反逆罪に伴う没収によつて、国庫を満たすという狙いもあつた。⁽¹³⁾このように、エドワード三世治世第二五年（一三五二年）の法律

が反逆罪の基本法であった。

その後、多くの反逆罪法が制定されたが（表1参照）、国王（女王）の代替りの直後には反逆罪が緩和されるが、その後、危機に直面して厳格化するという傾向が見られる。とくに、一五三四年～六年に可決された反逆罪立法は、その後厳罰の極致と見なされた。一五四七年と一五五三年には、ヘンリー八世の法典から一三五二年の反逆罪法への回帰がなされた。ただし、一五五三年からヘンリー八世の死まで、裁判官は、広範な反逆罪立法を抑制気味に解釈した。⁽¹⁵⁾

ヘンリー八世からエリザベスの王位継承までの間は、反逆罪の範囲は、矛盾と拡大と被つた。新たな治世の最初には、人気と支持者への対応に迫られて、反逆罪が緩和されるからである。しかし、新たな脅威が出現すると、反逆罪の範囲は拡大されるのである。たとえば、エリザベス治世の後半には、イエズス会の脅威が出現し、その活動を禁圧しようとした。メアリーの時代には、コモン・ロー上の反逆罪が発見された。⁽¹⁶⁾

一三五二年の反逆罪法をクックの解説にしたがって整理すれば、次の六つの型に分類できる（表2参照）。クックは、この規定の語句について詳述し、「国王」については、こう注釈している。⁽¹⁷⁾

「これは、現実に統治している国王と解すべきであって、フェリペ国王の場合に決せられたように、名目だけの国王とは解すべきではない。フェリペ国王は、メアリー女王と婚姻したが、名のみの国王であった。メアリー女王が国王の地位と権威をもつており、国王の名こそなかつたが、地位と権威を有し、エドワード三世治世第二五年の法律の適用があつたからである。したがつて、女王との婚姻期間中にフェリペ国王の死を計画・立案することは反逆罪だと定められたのである。統治している女王は、この『陛下（nre seignior le roy）』という語句が適用される。女王は、国王の地位にあるからである。

表1：反逆罪立法一覧

西暦	反 逆 罪	内 容
1352	エドワード3世治世第25年法律第2号	反逆罪の基本法
1414	ヘンリー5世治世第5年第6号	大陸の慣習にならったもの。国王の休戦を破る行為を大逆罪とする。
1534	ヘンリー8世治世第26年	エドワード3世の反逆罪法以後の空白を埋め時代に合わせた立法。身体を毀損しよとする表現と「わが君主たる国王が異端、教会分離派、暴君、不信心者または王位篡奪者」だと言ふ者は、反逆者と判断されなければならない。
1536	ヘンリー8世治世第27年法律第2号	国璽、王璽、署名の偽造を反逆罪とする。
1547	エドワード6世治世元年法律第12号	1352年の反逆罪法による反逆罪規定に復帰
1552	エドワード6世治世第5年及び6年法律第11号	国王を異端と呼ぶことを反逆罪とする。1534年法に復帰。
1553	メアリ治世元年法律第1号	1352年の反逆罪法を除いて他の反逆罪法を廃止
1554	フェリペ及びメアリー治世元年及び2年法律第10号	国王と女王の権利を否認する表現を反逆罪とする。1534年の法律に類似。スペイン国王フェリペとの婚姻に反対する者を弾圧。
1571	エリザベス1世治世第13年法律第2号 (エリザベスを破門する法皇勅書 Regens in excelsis に对抗するもの)	法皇から勅書を受け取ることを反逆罪とし、1352年法の文言を繰り返す。
1585	エリザベス1世治世第27年法律第2号 イエズス会法 (Jesuit Act)	国内外で「様々な邪悪な計画と手段を近時企み準備した」ことが明らかになったとして、イエズス会の活動を標的とする。
1649	5月14日の法律 (エリザベス時代の立法に近い)	政府が「暴政、権力篡奪または違法であり、パーラメントに集会した庶民院がこの国の最高権威でないこと」を「著し、印刷し、または公言する」者は、本パーラメントの権威により、大逆罪として裁かれる。
1654	1月19日の反逆罪令 (Treason Act)	

ELTON, G.R., *The Tudor Constitution: Documents and Commentary*, 2nd ed., Cambridge University Press, Cambridge, 1982, pp. 59-80; BELLMY, John, *The Tudor Law of Treason; An Introduction*, Routledge & Kegan Paul, London, 1979, ch. I. より作成。

表2：反逆罪の類型

1	死に関わるもの 国王・女王・王子の死を計画・立案し、何らかの外的行為によってこのことを明らかにすること 職務執行中に大法官(chancellor)、宝物保管(treasurer)またはいずれかの裁判所の裁判官、巡察裁判官・巡回裁判所裁判官・刑事巡回裁判所裁判官を殺害すること
2	強姦に関わるもの 国王の伴侣または女王・国王の未婚の娘・王子の妻を強姦するか、肉体的関係を持つこと
3	国王に戦争を始めること
4	国内外の国王の敵に加担し、何らかの外的行動によってこのことを明らかにすること
5	国璽・玉璽・硬貨を偽造すること
6	国王の硬貨に似せて造った偽金等を王国に持ち込むこと

COKE, Edward, The Third Part of the Institutes of the Laws of England; Concerning High Treason, And Other Pleas of the Crown and Criminal Cases, The Law Book Exchange, LTD, New Jersey, 2002, pp. 1-2. より作成。

この法律は、王位と王国を有する国王と解されるべきである。これらを有する現に統治している国王がいるのなら、法的ではなく事実上の国王(*rex de facto, et non de jure*)であっても、その者がこの制定法が適用される国王陛下である。それどころか、法的ではない事実上の国王に対しても反逆罪が犯されるならば、法的な国王が王位についても、事実上の国王に対してなされた反逆を処罰しなければならない。そして、法的な国王が恩赦を与えても、事実上の国王によるものでなければ、無効である。

王位が正当な後継者に伝えられるならば、その後継者が戴冠式の前でも王(*rex*)である。イギリス法によれば、国王不在時代(*interregnum*)はないのであって、戴冠式は、飾りまたは名誉の威儀にすぎないのである⁽¹⁸⁾と。このように、クックの国王概念の理解では、国王は「王の一いつの身体」における自然人としての資格としての国王と捉えられていく。

一三五二年法における大法官・裁判官の殺害や国王に対する戦争を反逆行為とする規定は、ローマ法に起源がある

と指摘されている。⁽¹⁹⁾ ただし、ローマ法における「反逆罪」は、『学説彙纂』⁽²⁰⁾ と『ユスティニアヌス法典』⁽²¹⁾ に規定されている。前者においては、「反逆罪は、ローマ人民とその安全に対して犯される罪である」とし、「ローマ人民の執政官または支配権（imperium）または権限を有する者を殺そうとする悪意図で計画する場合」「国家を害する騒乱を引き起すよう軍を説くか、誘導する者の場合」などが反逆罪に該当するとしていわば反逆罪の構成要件を規定している。一方、後者は、反逆者の子（助命された場合）は相続権を失うが、娘の場合には相続財産が留保されるなど反逆罪の刑罰が詳しく規定されている。

クックは、反逆者の刑の執行について解説する。「有罪と宣告された者」は、「枷に繋がれて、①引き回され、②首を吊られるが、生きたまま地面に下ろされて、③腹部から内蔵が取り出され、④面前でこれが焼かれ、そして、⑤その首は切断され、⑥その身体は四分割され、⑦国王陛下がそうしようとする場合頭と四つの部分は晒される」と。

刑罰はこれに止まらず、反逆者の財産とその子孫に及ぶ。「①かれの莊園、土地、自由保有権、単純不動産または限嗣不動産、これは誰がもっているものでも、没収されるということである。②彼の妻は寡婦産を失う。③彼は子を失うものとする（子は非嫡出となり、卑しい身分となるからである）。④かれは子孫も失うものとする。彼の血統は、汚れ腐敗し、子孫は彼または他の祖先の血を受け継ぐことはできないからである。⑤彼の全ての財産と家畜も同様とする。彼の身体、土地、財産、子孫等は、破却され、粉碎され、破壊されなければならず、これは、政府の權威を破棄し破壊しようとしたからである。これらすべての罰は、反逆罪について聖書に見出される」と。

クックは、ガンパウダー事件判決においても、反逆罪の刑罰の意味について次のように説明している。「土から造られたのであるから土の表面を引かれるに値する存在として、また、そのために、自然に帰って、馬の尾に後ろ向きに引かれるのである。神が人の頭を最高でこれ以上ない場所としたが、……その者は、頭をたれて引かれ、同じ

空気を吸うには不適切だとされ、地面すれの高さに横たえられる」⁽²⁴⁾と。このような発想方法には、宇宙的秩序が刑罰によって回復されるという中世的な宇宙論の残滓が見て取れる。反逆の意図を孕んだのは身体であるから、身体が責任を負い、滅却されなければならないのである。さらに、反逆者自身のみならず、その子孫も反逆者の血筋としての責任を負わなければならない。この点に、ユスティニアヌス法典における刑罰規定が援用される理由があつた。

(iii) ローマ法と反逆罪

ローマ国家における反逆罪の歴史は、次の二つの時期に分けられる。⁽²⁵⁾

- ① 文書の記録がない家族統治の時代には、典型的な反逆罪は、父親殺しであつた。
 - ② 国家が出現すると、自国に対する反逆（perduellio）は、不敬罪（crimen iniunctiae maiestatis）に融合したが、衰退期に自国に対する反逆（perduellio）は、不敬罪（crimen iniunctiae maiestatis）に融合した。
 - ③ 正確な年代記のない初期共和制の時代に、不敬罪（the crime against majesty）が出現した。反逆罪（maiestas）は、平民官僚を保護するために生まれたのであらう。その適用範囲は、帝国の下で広げられ、それは、不敬罪（crimen iniunctiae maiestatis）、大逆罪（crimen laesae maiestatis）、反逆罪（maiestas）と様々に呼ばれた。
- しかしながら、ローマの統治は、漸進的な発展過程ではなく、暴力や反乱によって変えられることが多く、共和制ローマの歴史は、かなりの程度、既成秩序に対する反逆の試みの歴史であった。共和制ローマには、政治理論の基本原理として、「反逆罪の相対性」法理、つまり、反逆罪を々々の政治情勢に応じて柔軟に適用しようとしたのである。⁽²⁶⁾そこで、帝国時代の大逆罪（crimen laesae maiestatis）の適用は拡大され、皇帝に直接向けられた犯罪のみな

らず、拡大解釈されて、行為だけでなく、言葉や考えまでも反逆罪とされた。Maestas は、先ず最初に、ローマ人民の威厳と権力を含まなくなり、特に皇帝個人と結びついた概念となつた。⁽²⁷⁾ そして、ヘレニズム的な独裁者概念と皇帝の地位とが結びつけられるようになつた。したがつて、絶対主義的な観念と伝統的な共和制的な立憲主義的制約という観念が併存している。⁽²⁸⁾

しかし、ローマ法の反逆罪概念は、ヨーロッパ中世においては一旦消滅する。たとえば七世紀のヴィンシゴード立法には、反逆罪（maiestas）がない。ゲルマン法においては、「これは、慣習法に戻ったのである。慣習法に還ることによって、主権と忠誠の両概念に完全な革命がもたらされ、ゲルマン民族においては、忠誠は、双方の権利・義務を含む」という意味で契約的なものとみなされ、この権利・義務は、支配者とその人民との誠実（troth）の誓い基づくと考えられた。一方、ローマの權威（majesty）概念は、神聖な君主、キリスト教的に言えば、人類を支配するよう任命された神の代理人である君主に対する畏敬的忠誠と崇敬を含むのである。したがつて、「ローマ帝国期の法においては、反逆罪は、最大の崇敬への侵害であるのに対し、ゲルマンの侵略者にとっては、それは、誠実違反、つまり、不忠義（infidelitas）であつて反逆罪（maiestas）ではないのである」。⁽²⁹⁾ ロンバルディア法における国王の死を中心のうちで計画するといふ規定は、イギリス法（一二五一年）にも影響を与えた。

ローマ法原理で、威厳（majesty）という考え方と結びついた原理ほどローマ法思考に重要で特徴的なものはない。⁽³⁰⁾ の概念は、ローマ国家の主権と忠誠のあらゆる相を彩り直接的な影響を与えるからである。事実、ローマの政治思想においては、忠誠と反逆がコインの表側にあり、その裏側には「威厳」が記されていたとも言えるかも知れない。近代の反逆罪概念は、ローマ人の考え方の「威厳（maiestas）」よりも狭いから、近代の反逆罪（lèse-majesté）概念だけでは、ローマの政治理論における威厳のもつ広範な意味を理解するのが困難である。⁽³¹⁾

ボダノの主権概念が「いしやもく」示してゐる。「主権 (Maiestas) とは、市民と臣民に対する法から免れる最高の権力であり (Maiestas est summa in cives ac subditos legibusque soluta potesta.)」立法する権力である、とボダノは、初期のローマの慣行にしたがつて厳密に法律用語で立法原則を定義したが、主権 (maiestas) の用語は、古代ローマの用法と大まかに異なつてゐたのである。かれは、主権の宗教的意味合いを削落としている。支配者の崇拜は、一種の宗教 (especie religionis) であつて、実際には永遠の支配の城 (arx aeternae dominionis) なのである。

元首 (Princeps) は、団體中の首領 (primus inter pares) と見なされるべきであるが、ローマの國家構造の変化が威儀という考え方を要請するように働いた。つまり、ココウス・カエサルとアウグストスがローマ国家にもたらした変化において、「威儀の覆いは、徐々に公共物 (res publica) と市民一般の共同体から持ち去られて、君主の体を包み込み、公共の資格であれ私人の資格であれ攻撃が君主に向けられるなる、あらゆる攻撃から君主を守り、最終的に聖なる家 (domus augusta) となるのである。その結果、支配者は、徐々に國家の僕から国家の象徴と移動し、終には、支配者 (the Dominate) の名前まで由る聖なる人物として国家の支柱となるのである」⁽³³⁾。

皇帝の権力は、皇帝崇拜と変化し、アウレリウスで完成を見る。彼は、支配者にして生まれながらの神 (dominus et deus natus) とされた。そして、ティオクレティアヌスの場合には、皇帝は、超自然的とも神聖な存在となり、地上の神の化身となつたのである。⁽³⁴⁾

支配者は生れた国家と神の法であるといつづくニーズム思想の影響を受けるに至つた。やがて、ローマの主権は、國家構造に関わるものであり続けたが、帝国後期には、支配権 (imperium) と権力 (potestas) とが威儀 (maiestas) と一体化し、キリスト教の下では、主権そのものが天上の威儀か (a caelesti maiestate) 皇帝に引渡されて、皇帝は、人々を支配する地上における神の代理人となつた、威儀は、憲法上の概念にはならなかつたのである。⁽³⁵⁾

(iv) 小反逆罪 (petty treason)

この罪は、ゲルマンの慣習に固有の忠誠違反 (Treubruch) 概念と忠誠 (fealty)・忠義 (ligeance) 概念とを結ぶ中間に位置を占めている。また、これは、反逆罪と重罪とを分ける境界線でもある。国王が王国の領主となつて、他の領主と区別されるようになると、これら領主は、国王の臣民となり、領主に対する犯罪は、小反逆罪となつた。

そして、「小反逆罪は、全ての領主 (domini) との誠実・誓約違反もまた反逆罪であつた時代から存続したが、終にジョージ四世治世第九年法律二一号によって特別の罪としては廃止され、殺人罪のレベルの重罪に縮減された」。⁽³⁶⁾

クックによると小反逆罪の内容は、次のとおりである。「すなわち、①召使いがその主人を殺すか、②もしくは妻が夫を殺すとき、③俗人・聖職者が信頼と忠誠を誓つてゐる僧侶を殺すときである。自己の司教区の領主に属する復帰財産の没収も」のようないくつかの小反逆罪とされる⁽³⁷⁾。小反逆罪は、家庭内の秩序維持を護らうとする考えに基づいていいるが、国家の秩序維持を図る大逆罪に由来するものではなく（つまり、家庭と国家を同視する考え方）、また、その逆でもない。

君主に対する反逆罪は、封建的な忠誠に由来すると考えられる。⁽³⁸⁾以上のようないくつかの反逆罪は、ローマ法直系の概念ではなく、ヨーロッパ中世の封建的忠誠に起源を有し、中世末期の近代国家形成への萌芽とともに、ローマ法の受容によりより近代的に再構成されていた概念だと考えらるゝことができる。

(1) *The Seventh Part of the Report of Sir Edward Coke, E. and R. Nutt and R. Gosling, London, 1738, f. 2.*

(2) *Id., f. 4.*

(3) *Id., f. 5.*

- (4) *Id.*, f. 6.
- (5) *Id.*, f. 13.
- (6) *Id.*, f. 15.
- (7) *Id.*, f. 25.
- (8) STEFFEN, *op. cit.*, p. 21.
- (9) *Id.*
- (10) *The Seventh Part of the Report...*, *cit.*, f. 10.
- (11) *Id.*, ff. 10-11; KANTOROWICZ, Ernst H., *The King's Two Bodies: A Study in Medieval Political Theology*, Princeton University Press, Princeton, 1957, pp. 14-6. ドイツ語『王の二つの身体』(40~41世紀) 参照⁹。
- (12) ORR, *op. cit.*, p. 28.
- (13) COKE, Edward, *The Third Part of the Institutes of the Laws of England; Concerning High Treason, and Other Pleas of the Crown and Criminal Cases*, The Lawbook Exchange, New Jersey, 2002, p. 2.
- (14) BELLAMY, John, *The Tudor Law of Treason: An Introduction*, Routledge & Kagan Paul, London, 1979, pp. 9-10.
- (15) *Id.*, p. 37.
- (16) *Id.*, p. 47.
- (17) 今日本は、反逆罪は、1990年の法律に基づいて若干の修正がなされた。以下は改正前の反逆罪法の解説である。「ローマ・ロー上の英國臣民の概念は、忠誠という考え方、つまり、人をその封建領主と結びつけた縁に起源があった。忠誠の見返りは、人はその領主の保護を得る権限が与えられた。国王陛下の領土に生まれた者は、国王に生まれながらの忠誠を誓うのである。人の臣民であった。……何人も、自分の生まれながらの忠誠を免れることはできない。忠誠義務違反は、反逆罪を構成する」とある¹⁰。DE

SMITH, Stanley, & BRAZIER, Rodney, *Constitutional and Administrative Law*, 7th ed., Penguin Books, 1994, p. 476.

「コモン・ローにおいては、国王に忠誠を誓う者は、その保護を受ける資格がある。忠誠と保護は、相関的義務だと言われる。これら原理のコモン・ロー上の基本的な法的結果は、次のとおりである。

(4) 王国内で女王に戦争をしかけることによる忠誠違反は、大逆罪 (high treason) であって、これは、依然死刑が科される罪である。

(5) 国王の保護を享受する者は、①陛下の領土内において、国王によって武力攻撃から身体の保護を受ける資格を有し、⑤国王による外交上の保護が与えられる資格を有し、⑥未成年者の場合には、被後見人となることが認められ、②国王が自分との関係で違法な行為を犯し、命じ、許可し、または承認する場合に、国王またはその官吏を訴えることができる。ただし、忠誠を誓う者の適法な権利に表面上誤って干渉したとの正当事由として、国家行為が一般的に用いられない場合とする。

忠誠を誓っている者は、以下のとおりである。

- ① 場合を問わず、英國市民
- ② 女王陛下の領土内にいる友好的外国人
- ③ 女王陛下の領土外においても、④通常は領土内に居住しているが、一時的に不在であって、そこに家族または財産を残しており、再入国の意図を明らかにしているか、⑤帰国の資格を認める有効な旅券または旅行書類をもっているならば、友好的な外国人
- ④ 国王の明示・默示の許可を得ている女王陛下の領土内にいる敵国人。これは、戦争捕虜以外に戦闘員を除いた全ての敵国人を含むように思われる」。Id., pp. 489-490.

「反逆罪は、現在でも死刑に処されうるが、反逆的重罪 (treason felony) は、終身刑に処されうる。君主の殺害もしくは転覆共謀もしくは唆すこと、反乱を引き起して君主に戦争をしかけること、または（たとえば、敵のために宣伝放送を

する」とは「戦時に的に加担する」とは、反逆罪である。英國政府に對して反抗を教唆する」と、または領土の「い」であると女王から主權を奪う」とは、「あるいは、領土に外国人の侵入を誘う」とは、「反逆的重罪である」。*Id.*, p. 532.

(18) *The Third Part of the Institutes...*, cit., p. 6.

(19) ORR, *op. cit.*, p. 46.

(20) 第四章反逆罪に関するユリウス法「1（ウルピアヌス、前執政官、第七卷）澆神に最も近い罪は、反逆とよばれている罪である。反逆罪は、ローマ人民とその安全に對して犯される罪である。反逆者が責任を負うのは、その代理人が皇帝の命令なしに捕虜を殺そうと惡意で計画する場合、武器または石で武装した者たちが国家の利益に反して市内で呼び集められるか集まる場合あるいは場所や神社を占拠する場合、集会もしくは会合があるか、または扇動目的で人が集められる場合、その代理人がローマ人民の執政官または支配権（imperium）または権限を有する者を殺そうと惡意で計画する場合、国家に對して武器を携帯する者がいる場合、ローマ人民の敵に使者または手紙を送るか、合言葉を教えるか、ローマ人民の敵を国家を害する助言によって援助するように惡意で行動する者の場合、扇動するか、国家を害する騒乱を引き起すよう軍を説くか、誘導する者の場合である。

2（ウルピアヌス、論争、第八卷）後任の者が到着したのにも関わらず、属州を離れなかつた者、軍を脱走するか、私人として敵方に逃亡する者、公文書に惡意で虚偽を記載するか、述べた者、これも反逆罪立法の第一章に規定されているからである。

3（マルキアヌス、法学提要、第一四卷）一一表法は、敵を奮起させるか、ローマ市民を敵に引き渡す者に死刑を命じている。しかし、反逆罪に関するユリウス法（lex Julia）によつて、戦争で降伏するとか、考えもなしに要塞や陣地を引き渡す者のような公の尊嚴（majestas）を害する者の責任が問われる。ユリウス法によつて、皇帝の命令なしに戦争し、兵を募るか、軍を調える者、県の後任が決まつたのにも関わらず、軍の指揮権を後任者に引き渡さなかつた者、支配権またはローマ人民の軍隊を放棄した者、私人でありながら、知りつつ惡意で官職または執政官に就いているかのように振舞

う者、前記いづれかの行為を引き起す者も同様とする。

4 (スカエウオラ、規則、第四卷) 悪意で、國家を害する者をさせた者、悪意で、ローマ人民の軍を不意打ちせしるか、裏切らせて敵に味方をやる者、邪惡な行為によりて敵がローマ人民の支配に服する」とを妨げたとされる者、悪意でその代理人によつて、ローマ人民の敵を食料、武具、武器、馬、金錢その他の物で援助させた者、ローマ人民の同盟者がローマ人民の敵となるように動く者、悪意によりて、外国の国王がローマ人民に服従しないようにする者、悪意でその代理人によつて、捕虜、金錢または家畜を国家の利益を害してローマ人民の敵に引き渡す者、反逆罪の裁判で訴追され有罪とされた者および反逆罪のかどで投獄された者を釈放する者も反逆者とする。元老院は、皇帝の像を溶かして捨てた者をいの訴追から免れさせた。後略……」。『学説彙纂』、四八・四。 *Digesta, Corps de droit civil romain en latin et français*, t. 11, Sientia Verlag, Allen, Allemagne, 1979 (Réimpression de l'édition de Metz 1810), 48.4; English Translation Edited by Alan Watson, *The Digest of Justinian*, v. 2, University of Pennsylvania Press, Philadelphia, 1988.

(21) リの規定は、テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) に規定せられたものであるが、ル・ガガニエ・ブティニアヌス法典 (Code Justinianus) に受け継がれた。http://web.upmf-ghenoble.fr/Haiti/Cours/Ak/CTh 09.html # 14.

「第五章 アルカディウス皇帝及びホノリウス皇帝からエウティキアオ知事へ

何人も、兵士、私人又は蛮族と悪しき徒党を組むか、徒党の誓いを受けたか、誓いをなし、助言と朕の評議で重きをなす要人たち、また元老院議員も（ところは、彼らも朕の体の一部であるからであるが）又は朕に仕えるいづれの者を殺すことを計画したならば（結果と同じように犯罪の意思も厳しく法によりて罰せられるよう）、大逆罪として死刑に処せられ、その者の全財産は、国庫に収められぬものとする。

第一条（父親の処刑によりて死ななければならぬ）。父親の罪を受け継ぐ場合を恐れての（ことである）特別に皇帝の温情により助命された者の子は、母親、祖母又は全ての近親者の相続から除かれると見なされ、何人の遺言によつても何ふ譲り受けず、永遠の貧窮にあひて、父親の私権剥奪が付きかねば、何らの名譽を得ることも民事訴訟をすることもできない

ず、結局のところ、永遠の慘めな窮乏にあって、死が慰めであり、生が苦しみであるようにするべきである。

第二条 次いで、その者のために朕に干渉とした者は、世に知られた者であっても、容赦しないよう命ずる。

第三条 その者の娘の人数に関わらず、遺言の有無を問わず、母親がその財産から四分の一（ファルキティウス法）しかもつていなかつたなら、完全な利益と相続人の名前以上の平均的な養育を受けるよう命ずる。娘たちについては、より寛大な判決でなくてはならない。かよわき性ゆえに、娘たちは、そんなに大胆ではないと信ずるからである。

第四条 少なくとも厳しい法のあとで息子又は娘に宣言によつてもたらされた解放は、無効である。持参金、贈与、あらゆる物の譲渡は、徒党と結社を設けたことを最初に知つたときから、適法違法を問わざなされたされるならば、無効であると定める。

第五条 宣言に係る妻は、夫から贈与の名において受け取り、娘に留保しなければならないという条件にあるならば、持参金が回復される。利益が使われるとかには、法的に娘のものとされていた全ての財産は、放棄され国庫に收められる」とを妻は知るものとする。ただし、その娘の財産から四分の一（ファルキティウス法）は含まれるが、息子の財産は含まれない。

第六条 眞犯じその者たちの子につて命ずる」れば、共犯者、援助者及び彼らの子についても同じ厳しさを持って定める。

第七条 徒党を組む最初の段階から、眞の称賛に値する行為の情熱に動かされて、徒党の結成を暴露した者は、朕は報奨と名誉をもつて遇する。徒党に仕えた者が後に（ただし、未だ知られていない）計画の秘密を明らかにしたならば、赦免と恩赦にのみ値する「眞なやれどものふかね」。ユスト・リトマス法典、九・八・五。*Codex Justinianus, Corps de droit civil romain en latin et français*, t. 11, Sientia Verlag, Allen, Allemagne, 1979 (Réimpression de l'édition de Metz 1810), 9.8.5.

(2) COKE, *The Third Part of the Institutes.*, cit., p. 210.

- (23) *Id.*
- (24) GATRELL, V.A.C., *The Hanging Tree: Execution and the English People 1770-1868*, Oxford University Press, Oxford, 1994, p. 315.
- (25) LEAR, Floyd Seward, *Treason in Roman and Germanic Law: Collected Papers*, University of Texas Press, Austin, 1965, p. 13.
- (26) *Id.*, p. 14.
- (27) *Id.*, pp. 19-20.
- (28) *Id.*, p. 21.
- (29) *Id.*, pp. 38-9.
- (30) *Id.*, p. 41.
- (31) *Id.*, p. 49.
- (32) *Id.*, p. 61-2.
- (33) *Id.*, pp. 64-5.
- (34) *Id.*, p. 66.
- (35) *Id.*, p. 69.
- (36) *Id.*
- (37) COKE, *The Third Part of the Institutes...*, cit., p. 19.
- (38) HOLDSWORTH, W.S., *A History of English Law*, 3rd ed., v. 2, Methuen, London, 1923, p. 56.